

# 下水道光ファイバー技術・性能調査要領

平成16年9月

一般社団法人 日本下水道光ファイバー技術協会

(総 則)

第1条 この要領は、一般社団法人日本下水道光ファイバー技術協会（以下「協会」という。）が行う下水道光ファイバー技術・性能調査業務（以下「性能調査」という。）の実施に適用するものであり、研究開発の促進および新技術の下水道光ファイバー事業への適正かつ迅速な導入を図り、もって下水道光ファイバー技術水準の向上を図ることを目的とする。

(性能調査の対象)

第2条 下水道光ファイバー技術は下水道光ファイバー事業に関わる事項で次に掲げる技術とする。

- (ア) 下水道光ファイバー施設に係わる調査、設計および施工に係わる技術
- (イ) 下水道光ファイバー施設の施工に関する機械設備、器具、材料に係わる技術
- (ウ) 下水道光ファイバー施設に関する運営、管理等に係わる技術

(性能調査の申込み)

第3条 協会に性能調査を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という。）は、別紙様式1に定める性能調査依頼書に必要な事項を記入するとともに資料を添えて申し込むものとする。

2 前項の資料は開発技術の経緯, 理論の概要、使用実績等を記載した技術概要説明書（別紙様式2）、受け付け審査に必要な会社概要、依頼者による確認試験報告書等の研究成果書、開発技術のパンフレット等、性能調査に必要な資料とする。

3 性能調査業務に必要な経費は、依頼者が負担するものとする。又、性能調査において必要となる確認試験等の費用は、実験内容、規模に応じて依頼者が負担するものとする。

(性能調査委員会)

第4条 性能調査を行うために下水道光ファイバー性能調査委員会（以下「性能調査委員会」と言う）を設置する。

2 性能調査委員は学識経験者、国の機関、地方自治体、公益法人、通信事業者並びに下水道光ファイバー関連技術に多くの経験を有するものの中から協会会長が委嘱する。

3 性能調査委員会の委員長は、委員の中より互選により選出する。

4 委員長ならびに委員の任期は一年とする。

5 性能調査委員会は、別途定める性能調査部会の提出資料に基づき性能調査を行う。

(性能調査部会)

第5条 性能調査部会は、協会に性能調査の依頼のあったものについて別に定める基準により受付及び事前審査を行う。

2 性能調査部会の委員は、協会技術委員会委員及び協会技術委員会委員長が指名するもの、並びに協会事務局職員の中から選出する。

3 性能調査部会の部会長は、委員の中から互選により選出する。

4 性能調査部会部会長は、性能調査部会の承認を得て、特定事項を専門的に審査検討する「分科会」を設けることができる。

5 審査の結果については、性能調査委員会に報告するとともに、依頼者に文章で通知する。

(依頼者との協議)

第6条 前条の性能調査部会の結果、性能調査対象として適当と認められた技術につき、次の各項目について依頼者と協議する。

(ア) 性能調査の範囲

(イ) 調査期間

(ウ) 所要経費

(エ) 所要経費の納入方法

(オ) 性能調査報告書の作成に関する事項

(カ) 提出資料の種類と提出部数

(キ) その他

(性能調査業務委託契約)

第7条 依頼者との間に協議が整った時、性能調査依頼者と協会の間で性能調査業務委託契約書を締結する。

(性能調査の方法)

第8条 性能調査は、原則として依頼者が提出した資料に基づいて行うものとし、必要に応じて確認試験を実施するものとする。

2 性能調査に関する基準は、協会が定める技術マニュアル等を参考に技術の内容、開発の趣旨及び開発の目標に応じた性能を確認することを主眼に、性能調査委員会がそれを定める。

3 性能調査の期間は、原則として6ヶ月とし、性能調査委員会の開催回数は2回とする。

(資料の説明)

第9条 依頼者に対し、必要に応じ性能調査委員会に出席させ、資料の説明を求めることができる。

(資料の追加等)

第10条 依頼者に対し性能調査の過程において新たに必要になった資料の提出を求めることができる。

2 前項に関して必要がある場合は、協会は依頼者と協議の上、公的な試験機関あるいは試験現場の選定を行う。

(性能調査の過程で発生した工業所有権等)

第11条 性能調査の過程における実験または技術改良等の指導に関連して発生した新技術の工業所有権

(出願権を含む)の取り扱いについては、別途 協会と依頼者が協議してこれを定めることとする。

(性能調査の報告)

第12条 性能調査を終了した時、遅滞なく性能調査報告書(別紙様式4)を作成し依頼者に送付するものとする。

(費用の納入および変更)

第13条 第5条の規定に基づき、所要の経費を性能調査報告書の受領後10日以内に協会に納入するものとする。

2 依頼者が性能調査の途中において性能調査依頼を取り下げた場合、または、申込技術が開発の趣旨、目標に達していると認められない場合、それまでの性能調査に要した費用の積算を行い、その時点で性能調査の業務を中止するものとする。

3 所要経費に大幅な変更が予想される場合には、その時点で依頼者と協議するものとする。

(評価証明技術の普及)

第14条 性能調査の結果を下水道光ファイバー技術水準の向上に役立てるために、協会は調査結果の概要を周知する等、技術の普及に努めるものとする。